

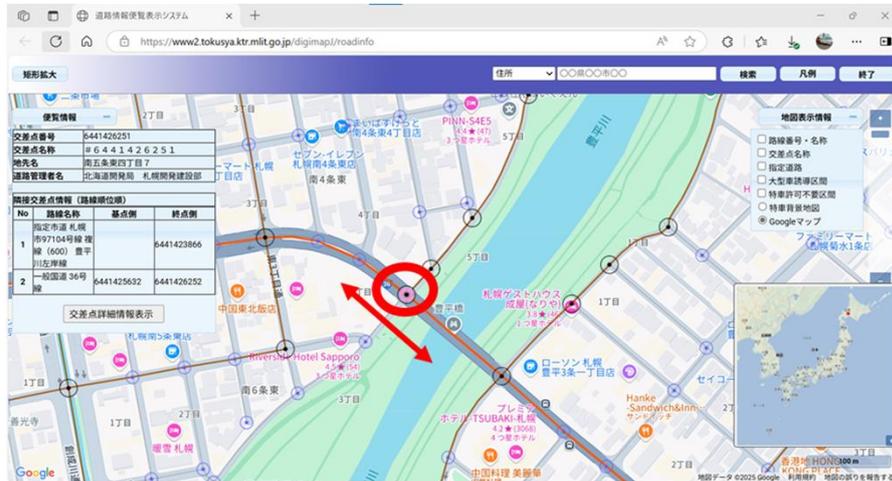
国道の直進に係る「通行不可」エラー表示について

令和7年4月24日の道路データ（道路情報便覧）追加に伴い、全国の交差点で直進にも関わらず、経路判定で「通行不可」と表示される不具合が生じており、道内の国道においても、以下6箇所の交差点で発生しています。

★道内の国道におけるエラー発生箇所（6箇所）

	国道名	エラー箇所の住所地先	便覧交差点番号
1	国道12号	札幌市白石区中央2条3丁目1	6441438609
2	国道12号	札幌市白石区本通16丁目北12	6441438663
3	国道36号	札幌市中央区南5条東4丁目7	6441426251
4	国道230号	札幌市中央区北1条西8丁目35	6441422736
5	国道230号	札幌市中央区南2条西11丁目328	6441425616
6	国道274号	札幌市白石区平和通16丁目北7	6441433850

※具体的な箇所のイメージなど（No.3 国道36号 豊平川左岸付近の直進例）



【左画面】道路情報便覧表示システム画面
 【下画面】申請書作成状況一覧画面におけるメッセージ表記

メッセージ
通行不可（一方通行）のため不許可となる経路を含んでいます。 001,002,003,004,005,006,008

※申請書提出前の簡易算定での表示内容（C・D条件及び個別審査箇所一覧）

障害種別	条件	道路管理者	路線名称	地先名	往復 区分	名称 (交差点又は構造物)	出発地側交差点	交差点地先名
交差点	通行不可	北海道開発局 札幌開発建設部	一般国道 36号線	南5条東4丁目7	往	#6441426251	-	-

当該交差点進入禁止（一般国道 36号線から一般国道 36号線への折進）

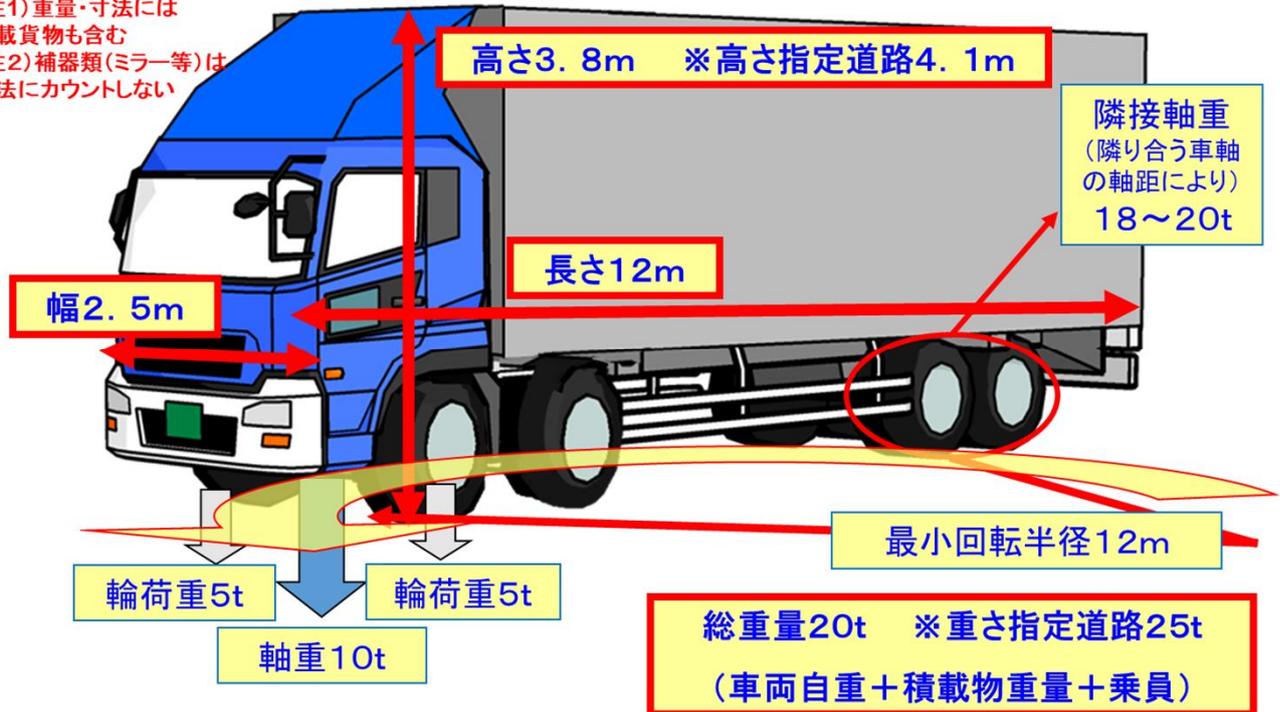
【左から】障害種別=交差点 条件=通行不可 路線名称・地先名・名称（交差点又は構造物）=上表のとおり直進にも関わらず「当該交差点進入禁止（一般国道 36号から一般国道 36号への折進）」と記載

上記分はデータの誤りによるものであり、**審査の際も直線通行と判定して処理します**ので、**そのまま通行経路として申請頂いて構いません**。（後日修正予定）
 大変ご迷惑をお掛けし、誠に申し訳ございませんが、よろしくお願ひいたします。

特殊車両通行制度と申請窓口のご紹介 (R7.4.1時点)

1 自由通行できる一般的制限値(道路法第47条第1項、車両制限令第3条)

(注1)重量・寸法には
積載貨物も含む
(注2)補器類(ミラー等)は
寸法にカウントしない



原則、上記数値(貨物含む)のうち1つでも超えると“特殊車両”となり、通行には「通行許可」又は「通行可能経路の確認回答」が必要です！

2 特殊車両「通行許可申請」又は「通行可能経路の確認」窓口

①特殊車両「通行許可」申請手続きに係る相談

札幌開発建設部 特殊車両通行許可申請窓口 (土日祝除く8:30~17:15)

電話 011-611-4160 FAX 011-611-4162

E-Mail hkd-sp-info-tokusya@mlit.go.jp

住所 〒060-8506 札幌市中央区北2条西19丁目(4階北側)

②特殊車両「通行許可」オンライン申請システム全般(操作・意見要望等)

特車運用事務局(関東地方整備局内: 土日祝除く9:15~18:00)

電話 048-601-3223

E-Mail ktr-tokusya-info@mlit.go.jp

特車ポータルサイト <https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/> 【重要!】

特殊車両通行ハンドブック(2025.4月版) 【制度や手続等。必携です!】

https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000783880.pdf

特車ポータルサイト
特車通行確認・特車通行許可
特殊車両通行申請手続き

③特殊車両「通行可能経路の確認」(特車通行確認制度の全て) 特車登録センター

特車登録センター((一財)道路新産業開発機構(HIDO)) ※  一般財団法人 道路新産業開発機構
Highway Industry Development Organization

土日祝除く9:00~17:30) ※道路法第48条の46第1項に基づく指定登録確認機関

電話 0120-161-948(トウロクトクシャ)

E-Mail hido-tks-info@tks.hido.or.jp

特車確認制度HP <https://www.tks.hido.or.jp/> 【即日通行が可能です!】